

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
1	全般	<p>第5次計画以降、ページ数が大幅に増え、本編だけで130ページを超え、巻末資料を含めると150ページを超えるボリュームとなっています。</p> <p>図表・グラフの活用や段落の工夫によって分かりやすさを高めている自治体（例：静岡県）もあることから、読みやすさの観点からの整理が望まれると感じています。</p> <p>また、概要版は簡潔で理解しやすい内容になっていますが、県民一人ひとりの役割や具体的な行動が見えにくいいため、小中学校等でも活用できるような「10ページ程度の要約版」の作成をご検討いただけますと、次世代の人材育成につながると考えます。</p>	<p>要約版の作成については、環境基本計画では、概要説明資料の内容のほか、各戦略ごとに、県民の皆さまにお願いしたい具体的な取組などを、イラストを用いて10ページ程度にまとめたダイジェスト版を作成しており、第六次計画においても作成したいと考えています。</p>
2	全般	<p>目標は、それを達成することでどうなるのが重要です。</p> <p>例えば、P44に政策目標として「47%以上削減」としていますが、この47%という数字がどういう意味を持っているのかが示されていません。これでは、単に現状に少し上乗せしたとしか受け取れません。この目標を達成することで次にどうつながるかを示す必要があると思います。</p> <p>また、例えばP48において目標指数（KPI）として「地球温暖化防止対策に関するキャンペーンの参加者数」を4,000人としています。4,000人が参加すればどうなるのかを示す必要があると思います。4,000人が参加することで「オール高知で取り組む意識の醸成」にどう貢献すると考えているのかを明らかにしてください。4,000人の重要性を明らかにしてください。</p> <p>目標を示して、その達成に向け努力することは重要です。ただ、その目標の意味を明確にしていけないと、単なるノルマになってしまいます。挙げられている全ての目標に対して、県民が参加する気持ちを起こさせる意味を明確にし共有を図れる計画書にしなければと思います。</p>	<p>第六次計画は、高知県の目指すべき環境の姿と、その実現に向けた基本的な方向性を示すものであり、その中で、第4章に規定する5つの戦略に基づき、課題、施策、KPI（目標）などを整理しています。</p> <p>今回、県民に対し計画によって何を指すのかをよりわかりやすく伝えるため、国の計画を参考に、新たに「自然資本経営」や「高知県民の幸せ（ウェルビーイング）」の視点を追加しています。一方で、個別のKPIが県民にどう貢献できるかの明示はできていない項目もあるため、引き続き、県民に対し目標の意味や取組の意義をわかりやすく伝えることができるよう、環境審議会等での有識者のご意見なども参考にしながら、計画での記載方法等について検討を行ってまいります。</p>
3	全般	<p>森林率全国一位を誇る高知県の森は、県民の暮らしや産業を支える基盤であり、防災の観点からも極めて重要な存在です。現場で森に向き合う中で、森林は単なる「資源」ではなく、水を蓄え、土砂流出を防ぎ、多様な生態系を支える社会的インフラであると実感しています。</p> <p>計画案では皆伐と再造林による吸収源対策が示されていますが、豪雨災害が頻発する本県においては、森林の「量」だけでなく「質」や多様性、持続的な施業の在り方が、災害リスクの低減にも直結するのではないのでしょうか。</p> <p>国の第6次環境基本計画における【ネイチャーポジティブ経済移行戦略】や、林野庁が示す低負荷で多様性を高める林業経営の方向性を踏まえると、小規模で丁寧な施業は、生態系の回復だけでなく、山地災害のリスク分散や森林の多面的機能の維持にも資する重要な取組であると考えます。</p> <p>そのために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模林業を環境保全型林業として計画に明確に位置づけること ・環境のトップリーダー県として、小規模で低負荷な林業を戦略的に推進すること ・小規模林業を担う人材育成のための専門学校や研修体制の整備を検討すること <p>を強く要望いたします。</p> <p>森林率全国一位の高知県だからこそ、「ネイチャーポジティブ」を率先して体現し、防災力と生物多様性を兼ね備えた豊かな森づくりを次世代へ引き継ぐ県であってほしいと心から願っています。</p> <p>そして、県民として誇れる森づくりが進められることを強く期待いたします。</p>	<p>高知県の森林は、県土の84%を占める重要な資源であり、その保全と活用は本県の持続可能な社会づくりに重要です。また、小規模林業は、森林整備や移住による地域活性化の面から、住み続けられる中山間地域の実現に向けた、有効な手段のひとつであると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「環境保全型林業」としての小規模林業の明確な位置づけ 「持続可能な森林づくり」を推進する中で、その重要性を位置付けており、特定の林業形態を明記するのではなく、多様な林業経営が環境保全に資するよう、広範な視点から記述しています。 ●環境のトップリーダー県として、小規模で低負荷な林業を戦略的に推進すること 高知県では、小規模林業に携わる方々の連携強化と情報共有を目的として、平成27年に小規模林業推進協議会が設置されました。こうした方々の技術の向上や安全対策の推進のため、県は、現地指導を行うアドバイザーの派遣や安全防具の導入への支援など、様々な取組を実施しています。持続可能な森林経営を推進する中で、小規模林業の重要性を十分認識し、引き続き支援してまいります。 ●小規模林業を担う人材育成のための専門学校や研修体制の整備を検討すること 林業の担い手育成は喫緊の課題であり、県としても、既存の研修制度の充実や、新規就業者への支援を通じて、担い手の確保・育成に努めております。また、県立林業大学の短期課程において、小規模林業者に向けて搬出間伐や作業道の開設、資格取得などの講座を設けており、引き続き、受講者のニーズを聞き取りながら講座の拡充を行うなど支援してまいります。

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
4	全般	<p>高知らしい、ネイチャーポジティブを積極的に推進していただきたいと思います。</p>	<p>国の計画を参考に、新たに「自然資本経営」や「高知県民の幸せ（ウェルビーイング）」の視点を追加しており、「ネイチャーポジティブ」や「ネイチャーポジティブ経済」の視点も含んだものとなっています。また（協働の森事業や協働の川事業など、）具体的な取組についても記載しています。</p>
5	全般	<p>私は、2026年4月から高知県への移住をし、これから子育てをしていこうと考えている者です。豊かな自然と、人のあたたかさに惹かれ、高知県で暮らす決断をしました。その一方で、本県環境基本計画第6次計画案を拝見し、正直なところ、将来に対して不安を感じました。</p> <p>なぜなら、これから生まれてくる子どもが成長していく社会において、「自然環境が守られていくのか」「安心して暮らせる地域であり続けるのか」という点について、強い方向性や覚悟が、計画全体から十分に伝わってこなかったからです。</p> <p>国の第6次環境基本計画では、環境分野はもはや「負担」ではなく、「主流」と位置づけられ、経済システム全体の転換が必要と示されています。環境を回復させることを軸に経済システムを変換していく考え方は、</p> <p>私は、高知県こそ、この考え方を最も生かせる地域の一つだと思っています。山や川、海といった豊かな自然は、高知県の誇りであり、観光や農林水産業、教育、移住促進など、あらゆる分野の土台となるものです。それにもかかわらず、本計画案では、「回復させ、価値を高め、地域の未来につなげていく存在」として位置づける姿勢が、まだ弱いように感じました。いま世界では、自然の劣化を止めるだけでなく、回復させ、地域の豊かさにつなげていく「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という考え方が広がっています。</p> <p>6次計画においても、・自然の回復・子どもたちが誇りを持てる自然を回復する仕事づくりを同時に進める「ネイチャーポジティブ経済」への移行を、明確に打ち出していきたいと考えます。</p> <p>移住者として、そしてこれから親になる者として、高知県に望むのは、この土地の自然を良くしていく事が誇れる仕事となり、次の世代にも引き継がれていく事です。高知県が、「自然を回復させながら豊かになる県」へと転換することは、これから生まれてくる子どもたちへの、何よりの贈り物になると思います。</p> <p>本計画が、これまでの延長線上にとどまるものではなく、高知県がネイチャーポジティブ経済へと踏み出す決意を示す計画となることを、移住を決めた一人の県民として、そして母になる一人の人間として、心から願っています。</p>	<p>計画では、目指すべき3つの社会の一つとして、自然共生社会を位置付けており、その中では、生物多様性が損なわれないよう、たくさん生き物がすみかとする森里川海を守りながら、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着し、人と自然との共生が図られる社会を目指すこととしています。</p> <p>引き続き、県民に対し目標の意味や取組の意義をわかりやすく伝えることができるよう、環境審議会等での有識者のご意見なども参考にまいります。</p>
6	全般	<p>自然環境を単に「保全すべき対象、資本として最大限活用する対象」として捉えるのではなく、「自然の回復」と「地域価値の向上」を同時に実現する方向性、いわゆるネイチャーポジティブの考え方を、本計画の中核的な理念として明確に位置付けることが求められます。</p> <p>そのためには、個別施策の積み上げにとどまらず、市場の失敗の是正、分野横断的な施策の連携、政策間の統合による相乗効果の創出を通じて、本計画全体を再構成していくことを強く求めます。</p>	
7	全般	<p>環境政策の具体的な進め方や戦略については、世界や国の潮流と整合させることが重要です。国の環境基本計画では「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が中心的な概念として位置づけられていますが、県計画案ではこの用語が用いられず、代わりに「自然資本経営」や「ウェルビーイング」が前面に出ています。</p> <p>近年、「ネイチャー（ポジティブ）クレジット」や「ネイチャーポジティブ市場」といった概念とともに、「ネイチャーポジティブ」は政策分野および企業戦略の分野において急速に注目度を高めています。環境省は「ネイチャーポジティブポータルサイト」を開設し2023年には、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が、環境省、国土交通省、経済産業省、農林水産省の4省庁連名により策定されました。主要4省庁が連名で経済戦略を策定することは極めて異例であり、ネイチャーポジティブが国における重要な成長戦略として位置づけられていることがうかがえます。</p> <p>高知県においても、この動きを単なる環境施策として捉えるのではなく、産業政策および地域振興と一体となった成長戦略として位置づける必要があります。本県は、森林・河川・海といった豊かな自然資本を有しており、ネイチャーポジティブの考え方を活かすことで、一次産業の付加価値化、新たな関連産業の創出、観光や地域づくりとの連携など、幅広い分野への波及効果が期待されます。</p> <p>このため、本県の環境基本計画においても、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」との整合性を明確にするとともに、自然環境の保全と経済の好循環を同時に実現する施策を計画の中核に据えるべきであると考えます。</p> <p>あわせて、本県の強みである森林や海洋の価値を、「ネイチャークレジット」や「生物多様性クレジット」等の仕組みを活用して市場価値化し、企業資金を保全・再生活動へ呼び込む先導的モデルを構築する旨を、計画に明記することを求めます。</p> <p>本来、ウェルビーイングは、自然と人との関係を正しく再構築した結果として実現される状態であり、政策の出発点として前面に掲げるものではなく、その成果として位置づける方が分かりやすいと考えます。また、「自然資本経営」という表現が強調されると、自然が人間のための資源であるかのような印象を与えかねず、高知県が大切にしてきた自然観や暮らしの感覚ともなじみにくいものになります。</p> <p>【戦略（実現のための道筋）】は、世界および国の潮流に沿った「ネイチャーポジティブ」を中心に据える構成とする。</p>	

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
8	全般	<p>計画全体を通して見ると、各項目に設定されている目標指標は、示されている施策内容や主体ごとの役割に比べて十分とは言えず、取組の進捗や成果を適切に把握できる水準には至っていないと考えます。</p> <p>設定されている指標は、施策内容および主体の役割との対応関係が十分に整理されておらず、「どの主体の、どの行動によって、どの指標が改善するのか」が分かりにくい構成となっています。</p> <p>このため、現行の指標体系では、計画に基づく取組がどの程度進展したのか、課題がどの程度解消されたのかを客観的に検証することが困難であり、計画の進捗管理や見直しに十分活用できないおそれがあります。</p> <p>第6次計画案では、各主体の役割が具体的に示されていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の課題 ・それに対応する施策内容 ・それを担う主体の役割 ・その成果を測る指標 <p>が相互に対応する構成とすることが、本来可能であると考えます。</p> <p>については、すべての項目について、施策内容および各主体の役割と整合する形で、目標指標の見直し及び追加を行い、取組の実態と成果が把握できる指標体系とすることを要望します。</p>	<p>第五次計画（令和3年度～令和7年度）ではSDGsの目標年である令和12年度の目指すべき将来像を設定しており、第六次計画は第五次計画からの計画期間の後半で、構成は大きく変えずに策定することとしていることから、目標指標の見直しを行い、目標指標の達成に向けて主体の役割の記載をより詳細に記載しました。</p> <p>目標指標と主体ごとの役割が直接結びついた構成とはなっておりませんが、今後、PDCAを回していく中で、引き続き、環境審議会等での有識者のご意見なども参考にしながら、目標指標と各主体の関連がわかりやすくなるよう、計画での記載方法等について検討を行っていきます。</p>
9	全般	<p>指標（KPI）の抜本的見直し 受講者数ではなく、「自然再生・環境保全の事業化」を直接評価する指標へ転換してください。</p> <p>指標を「受講者数（インプット）」から、「地域での事業化・実装数（アウトカム）」へと抜本的に転換する必要があります。講座はあくまで手段であり、そこから生まれる事業や雇用こそを目標指標とすべきです。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境再生士の担い手数 ・自然資本（森林、海洋資源等）を活用した「地域循環共生圏」実装プロジェクト数 ・地域住民が主体となり、有償で環境保全・再生業務を受託する地域運営組織（RMO）の数 	<p>ご意見にある「受講者数」は戦略5の指標である「環境学習などの受講者数」のことであると考えられますが、戦略5の指標として必要と考えています。</p> <p>ご意見にある指標の例については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
10	全般	<p>書式が上手くダウンロードできないので、メールで直接失礼いたします。</p> <p>現在木育指導員として活動しているのですが、少しずつ活動の場が広がってきていることを実感します。私たち人間の暮らしは自然に支えられているということをもっともっとたくさんの方の心に留めていただけたらと思っています。</p> <p>私の地元は古い里山が残っているのですが、あと数世代下の代になるとジャングル化することが予想されます。</p> <p>組織や団体という大きな枠でなく、地域住民の方々が、日々の暮らしの一環として森林の中へ足を踏み入れるというのが習慣化されるようなしくみがあればいいのになと思います。しかし、人がほとんど足を踏み入れなくなってしまった山は、実際たくさんの危険が潜んでいると思います。森と緑の会を通して、そのあたりのいい塩梅というのを試行錯誤していきたいと思っています。</p> <p>また、森林に詳しい世代の上の方は、若い世代とのジェネレーションギャップが存在し、実際に話をしようと試みても会話のキャッチボールが上手くできなかつたり、怒鳴ってきたりと、表面化されていない問題が多々あります。結構大きな問題だと思っています。</p> <p>そして、現代のように人々が山から降りてきたのにも理由があると思います。一概に今の暮らしを否定せず、どうして今の状態になったのかということも遡りつつ、やっぱり里山の存在って大事だったなと気付けるような活動もしていきたいです。</p> <p>こういったパブリックコメントは初めてで、何をどうコメントすればいいのかわからず支離滅裂な内容になっているかもしれませんが、私の想いや考えが何かに繋がれば幸いです。</p>	<p>里地里山については戦略3-3で記載しており、里山での人口減少や人の手が入らなくなった雑木林などは課題として記載しているとともに、各主体の役割として挙げているような取組を行っていくこととしています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
11	第2章 (2)①地球温暖化への対策	<p>「そのほか、県内の再生可能エネルギーの導入状況についてみると、令和6（2024）年度末時点で1,253,475kWと令和12（2030）年度目標値の1,732,951kWの72.3%となっており、より地域と調和した一層の再生可能エネルギーの導入が求められています。」とあり、今も尾根部での風力発電計画は増えています。尾根部での大規模工事は下斜面（両方の面）への影響が大きく、直径100m以上の風車が尾根部に建つことは、ふるさとの景観や自然を損ね、高知県の独自の魅力を失わせることになると思います。エネルギーの県単位の自給率を満たすことが目標ならば、高知県の自然を破壊して作られる設備は過剰にすぎません。もし施策としてもっと増やすつもりならば、どこを目指すか（国単位のこととして考えるのか）をはっきり述べて欲しいです。</p>	<p>県としては、「地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進」を基本方針の一つに掲げており、発電事業者からの事前相談があった際には、関係法令の遵守は当然のこととして、事業計画において環境への適切な配慮を実施いただくことと、地域の合意を得たうえで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を進めるようお願いしています。</p> <p>目標の達成に向けては、進捗率は72.3%と高い状況となっておりますが現時点では未達成であり、目標達成に向け着実に取組を進めていく必要があります。また、新たに地域で発電した電力により得られた利益を地域で還元する「エネルギーの地消地産」の観点からも、さらに導入を進めることが必要と考えています。</p>
12	第3章 1 目指すべき将来像の姿	<p>第3章目指すべき将来像1 目指すべき将来像の姿で「84の森」とあります。その説明として「本県は、森林率84%という日本一の森林県であり、生産量日本一の柚子栽培をはじめ、険しいながらも豊かな自然の中で人々が知恵をしぼり、里山の暮らしを維持してきました。」とありますが、過去数百年間の人の暮らしのなかで、これほど森林率が高かった時代は今以外ありません。現在の高い森林率は戦後の政策の結果であって、それが高知県の人の暮らしを長きにわたって支えてきた状態ではありません。山中での暮らしは不便さもあって自主的に町へ住み替えた方もいますが、安芸市では強制移住もあったと聞きます。「本県は、森林率84%という日本一の森林県であり」と「生産量日本一の柚子栽培をはじめ、険しいながらも豊かな自然の中で人々が知恵をしぼり、里山の暮らしを維持してきました。」は並列させてはいけないと思います。地域の自然が作り出した文化は、人がいなくなることで消えていきます。そこが森林になってしまったこと、なっていくことを全肯定できません。受け入れなければいけないこととは思いますが、将来像として目指すものではないと思います。可能ならば「いきものの森」や「くらしの森」など、短絡的な「84の」ではないものに変えていただきたいです。</p>	<p>本県において、森林率が84%で全国一位となっている森林については、県の重要な資源であり、その保全と活用は本県の持続可能な社会づくりに重要と考えています。</p> <p>計画における、84%の森林率を意味する「84の森」という表現についても、森林の保全や活用といったポジティブな取組の象徴としての表現であり、県民の方に本県の特徴をわかりやすく理解していただくという観点から、第五次計画より設定しており、引き続き目指すべき将来像として設定したいと考えています。</p> <p>ご指摘をいただきました、「84の森」という表現を将来像として設定することによるご懸念につきましては、県民の皆さまに誤解を与えないよう、表現方法には十分留意してまいります。</p>
13	第3章 1 目指すべき将来像の姿	<p>本計画案では、自然環境を県民のウェルビーイングの源泉と位置づけ、「自然資本経営」の視点から自然環境を保全・活用し、県民のウェルビーイングの実現につなげるという構成が示されています。しかしながら、この整理には違和感を覚えます。</p> <p>「自然共生社会」とは、自然を「人間の幸福のための資源」として位置づける社会にとどまるものではなく、人と自然が同じ生命として共に生き、愛し合う社会であるべきではないでしょうか。森や川や海は、人の暮らしを支える基盤であると同時に、それ自体が尊重されるべき存在であり、人間はその一部として生かされています。</p> <p>国の第6次環境基本計画は、「人間の活動によって、むしろ生態系が豊かになる経済社会への転換」を目標に掲げています。</p> <p>また、「プラネタリー・ヘルス（地球の健康と人の健康を一体で捉える視点）」の重要性も示されています。</p> <p>高知県には【高知家 高知県はひとつの大家族やき】という、県民に広く浸透した理念があります。この考え方を、これからの時代にふさわしく発展させ、【自然も人もひとつの大家族やき】という姿を、高知県が目指す最上位の社会像として位置づけることを提案します。</p> <p>【目的（目指す社会像）】は県独自の価値観に基づき「自然も人もひとつの大家族として共に生きる社会」と定める。</p>	<p>第六次計画では、自然共生社会を目指すべき将来像として位置付けており、その中では、生物多様性が損なわれないよう、たくさんの生き物がすみかとする森里川海を守りながら、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着し、人と自然との共生が図られる社会を目指すこととしています。</p> <p>また、国の計画を参考に、新たに「自然資本経営」や「高知県民の幸せ（ウェルビーイング）」の視点を追加しています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後計画の取組を進めていくうえで参考とさせていただきます。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
14	第4章 戦略1-1	AI等のデジタル技術を活用し、県民のアイデアを政策に生かす参加型の仕組みを構築 近年はAIをはじめとするデジタル技術が急速に進展しており、これらを適切に活用することで、従来は拾いきれなかった県民の潜在的なアイデアや現場の知恵を効率的に収集・整理することが可能になりつつあります。 高知県においても、県民や地域団体、企業、若者などの声を幅広く集め、環境施策や自然共生の取組に反映させる参加型の仕組みを、高知県環境基本計画第六次計画に位置付けることを提案します。	県民のアイデアを施策に生かす参加型の仕組みとして、個別の取組で、県民や地域団体、企業、若者などの声を幅広く集める参加型の取組を行っています。それらで集まったご意見を環境審議会等で、取組の進捗状況として報告することで、取組を磨き上げ、結果として県民のご意見を施策に反映することができると考えています。 また、A I等のデジタル技術の効果的な活用につきましては、今後の参考とさせていただきます。
15	第4章 戦略5	「協働の環境教育リーダーづくり事業（仮）」を創設し、持続可能な育成体制の構築を明記 単なる啓発的教育にとどまらず、専門的教育によって能力を高めた人材が、実際に社会で価値を生み、収入を得られるまでのプロセスを構築することが不可欠です。 具体的には、「協働の環境教育リーダーづくり事業（仮）」を創設し、行政がハブとなって、企業の資金や技術を、地域の教育団体や個人活動家の専門性と結びつけ、持続可能な育成体制を構築する旨を計画に明記すべきです。	生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成や、環境学習講師の紹介、派遣により環境学習機会の提供を行うことにより、環境に携わる方の育成を実施しているところですが、なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	第4章 戦略1-3	「第6次環境基本計画（案）には、生物多様性の保全およびネイチャーポジティブの実現に資するため、風力発電や太陽光パネル等による森林開発に関する条例の策定に向けた検討を行う」を明記 昨年実施された嶺北香美ウインドファーム事業者による説明会において、事業者は「高知県環境配慮基準の存在は認識していたが、詳細までは把握していない」と回答しています。 これは、事業者側の問題にとどまらず、県が事業申請を受理する際に、遵守すべき基準や配慮事項を事業者へ十分に周知・徹底する仕組みが不十分であることを示していると考えられます。現行の環境配慮基準は努力義務にとどまる項目が多く、実効性に乏しい状況です。基準の遵守を公共事業の入札条件とするなど、より強制力を持たせた制度へ見直す必要があります。	現在、国において、再生可能エネルギー発電施設の建設等について規制等の見直しを検討されています。県ではその内容も踏まえて高知県環境影響評価条例等における基準の見直しを検討したいと考えており、いただいたご意見につきましては参考とさせていただきます。
17	第4章 戦略1-3	「高知県の自然環境や地形特性を踏まえた「県独自の環境影響評価制度」の在り方について、今後具体的に検討する」を明記 昨年実施された嶺北香美ウインドファーム事業者による説明会において、事業者は「高知県環境配慮基準の存在は認識していたが、詳細までは把握していない」と回答しています。 これは、事業者側の問題にとどまらず、県が事業申請を受理する際に、遵守すべき基準や配慮事項を事業者へ十分に周知・徹底する仕組みが不十分であることを示していると考えられます。現行の環境配慮基準は努力義務にとどまる項目が多く、実効性に乏しい状況です。基準の遵守を公共事業の入札条件とするなど、より強制力を持たせた制度へ見直す必要があります。	
18	第4章 戦略1-3	「本県では、国の地域循環共生圏の考え方に基づき、木質バイオマス発電は地域資源を地域内で循環させる『地域内エコシステム』として成立する適切な規模での運用を基本とする。」を明記 近年木質バイオマス発電については、海外からの燃料輸入に依存した大規模発電が、燃料価格高騰等により国内で稼働停止に至った事例が生じています。輸入燃料に依存する発電事業は、真の脱炭素や地域経済循環に結びつきません。	県では産業振興計画において、R9年度の本県産木材生産量85万m ³ を目標としており、A材等の製材用丸太の増加に併せて燃料用となるチップ用材も生産されることから、県内のバイオマス発電所における需要量を供給可能であると考えています。なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	第4章 戦略1-3	「木質燃料の供給に当たっては、県内未利用材の活用を原則とし、建材等に利用すべきA材が燃料用途に転用されないよう、事業者間のガイドラインやルールを整備する」を明記 高知県では皆伐による木材増産が進められており、皆伐によって切り出された原木のうちA材までもが木質バイオマスにながれていると現場の方から何度が聞いております。価値の高いA材を燃焼利用することは資源の浪費であり、林業の持続性を損なう可能性があります。地域資源の循環と経済合理性を両立させる仕組みの構築が不可欠です。	燃料用となるチップ用材はA材に比べて価格が低いため、A材をチップ用として販売することは採算が低下すると考えられます。県では製材価格向上に向け製材品の付加価値向上に取り組んでいます。なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
20	第4章 戦略1-4	<p>県議会においても、原木増産を目的とした皆伐の増加による土砂災害の危険性や、再造林が十分に進んでいない現状について、繰り返し課題が指摘されています。現場では、国の「新生産システム推進対策」により、大規模製材施設や高性能林業機械への投資が進み、生産量を減らすことが難しい構造が生まれています。その結果、「皆伐が望ましくないことは分かっているが、稼がなければならない」という声が現場から上がり、県議会や森林審議会においても「皆伐地を見られたくない」という林業従事者の発言が上がっていると指摘されています。</p> <p>さらに現場からは、強度間伐、列状間伐が行われるケースが多くなっており、その結果、年輪の詰まらない低品質な木材が生産されやすくなっているとの声も聞かれます。間伐材については、市場価格が通常材の半額程度で取引される事例もあり、「生産量は確保されるが付加価値が上がらない」という構造的な問題が生じているとの指摘があります。</p> <p>「伐らなければ成り立たない林業」から、「森を豊かにするほど評価され、収益につながる林業」への転換を、第6次計画の柱として位置付けてください。</p>	<p>豊富な森林資源を活用し、地域の製材工場などへの十分な原木の供給による県経済の活性化に向けて、皆伐施業は有効な手法と考えています。また、間伐による健全な森づくりも重要であるため、皆伐・再造林とともに間伐の推進により、環境と経済のバランスを取ってまいりたいと考えています。</p> <p>一方で、急峻な地形や人家などに危険を及ぼす森林の伐採は望ましくないため、再造林推進プラン（R5.10策定）や皆伐と更新に関する指針（R7.3改定）により、その考え方を示しているところです。</p> <p>また、木材収入のみで経営が成り立たない森林も多く、Jクレジットや森林サービス産業などにより収益が確保できる可能性もあることから、いただきましたご意見につきましては、今後の林業施策の参考とさせていただきます。</p>
21	第4章 戦略1-4	<p>「皆伐・増産」一辺倒の施策から、「小規模分散型施業」および「長伐期施業」への転換を、第6次計画に明記</p>	<p>再造林推進プランでは、林業適地以外の森林においては、間伐等の繰り返しによる長伐期化や針広混交林化を進めることとしており、そうした間伐に対し県独自に補助率を拡充しているところです。また、皆伐と更新に関する指針で、適切に皆伐を行うため事業者等が配慮すべき事項を示しているところであり、いただきましたご意見につきましては、今後の林業施策の参考とさせていただきます。</p>
22	第4章 戦略1-4	<p>森林を木材生産の場としてだけでなく、防災機能・水源涵養機能を有する「グリーンインフラ」として位置付け、維持管理への財政支援制度を構築</p> <p>強度間伐や列状間伐が行われた森林では、林内に強風が入りやすくなり、風倒木が発生しやすいとの声もあります。風倒木は、作業道や斜面の不安定化を招き、結果として土砂災害リスクを高める可能性があり、森林が本来有する水源涵養機能や防災機能の低下も懸念されます。</p>	<p>林業の役割は、木材生産に留まらず、森林の持つ多面的な機能、例えば、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性の保全など、多岐にわたる重要な役割を担っていると認識しております。ご提案いただいた「グリーンインフラ」、「森を設計し、防災と生態系を回復させる産業」とは、こうした林業の公益的な価値を表現するものと思われます。</p> <p>県では、これまでも森林の持つ多面的な機能の維持・向上に資する森林整備を推進してきています。また、林業の担い手の育成・確保に向けて、県内外から就業者を増やすため情報発信や研修制度の充実などに取り組んでいます。</p> <p>今回の環境基本計画は、高知県の目指すべき環境の姿と、その実現に向けた基本的な方向性を示すものであり、林業の振興は、その中の重要な柱の一つとして位置付けています。ご提案いただいた林業の新たな価値観の提示や、それを通じた若者の育成は、今後の林業施策を推進していく上で大変重要であり、引き続き、林業従事者が誇りを持てる魅力ある産業となるよう、関係機関と連携しながら、取組を強化してまいります。</p>
23	第4章 戦略1-4	<p>林業を「伐る産業」から、「森を設計し、防災と生態系を回復させる産業」へ再定義し、若者が誇りを持てる職業として育成してください。</p>	<p>低密度植栽の取組は、国等の研究機関が調査・研究を進めており、県としてもこうした知見を持つ機関の成果を基に施策を進めているところです。また、間伐の強弱についても一定の研究報告が公開されており、県では、基本的に間伐率30%を推奨しています。</p> <p>このような調査・研究に関しては、知見を蓄積している国等の研究機関の成果の活用が望ましいと考えており、いただきましたご意見につきましては、今後の林業施策の参考とさせていただきます。</p>
24	第4章 戦略1-4	<p>低密度植林・強度間伐・列状間伐の影響評価の実施</p> <p>・材質（年輪幅・強度）への影響、風倒木発生率・斜面安定性や表土流出への影響</p> <p>・水源涵養機能への影響を科学的に検証し、その結果を施業指針に反映させる仕組みを構築</p>	<p>「森林の健全性」の評価に関し、条件の異なる様々な森林において、森林のモニタリングを実施する際の指標の設定やその評価方法の設定などの課題があると考えており、いただきましたご意見につきましては、今後の林業施策の参考とさせていただきます。</p>
25	第4章 戦略1-4	<p>「間伐量」ではなく「森林の健全性」を評価軸にする制度設計</p> <p>強度間伐や列状間伐が行われた森林では、林内に強風が入りやすくなり、風倒木が発生しやすいとの声もあります。風倒木は、作業道や斜面の不安定化を招き、結果として土砂災害リスクを高める可能性があり、森林が本来有する水源涵養機能や防災機能の低下も懸念されます。</p>	<p>令和6年度から、再造林の実施など環境に配慮した森林由来の木材を認証する制度の検討を進め、新たな木材流通の促進としてトレーサビリティが見える化するための管理システムを構築中です。制度としては、再造林から建築物までの情報をつなぐものであり、生物多様性の保全に関する取組情報（保持林業や研修への取組）も経営の持続性に関する情報として求めていく考えです。なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
26	第4章 戦略1-3	<p>高知県産CLT材及び木質バイオマス燃料について、「ネイチャーポジティブに配慮した森林由来」であることを示す認証制度（仮称）を創設してください。</p> <p>国際的潮流を踏まえると、高知県の森林施策が直面する可能性のある懸念事項として、県が推進するCLT材の輸出においても、国際的な買い手は、FSCやPEFCなどの森林認証について、その取得の有無だけでなく、「急峻な地形での土砂災害リスクを無視していないか」「生物多様性を損なう施業を行っていないか」といった内容まで厳しく確認します。今後は、「ネイチャーポジティブに貢献しているかどうか」が、製品価値を左右する重要な要素となります。</p>	<p>令和6年度から、再造林の実施など環境に配慮した森林由来の木材を認証する制度の検討を進め、新たな木材流通の促進としてトレーサビリティが見える化するための管理システムを構築中です。制度としては、再造林から建築物までの情報をつなぐものであり、生物多様性の保全に関する取組情報（保持林業や研修への取組）も経営の持続性に関する情報として求めていく考えです。なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
27	第4章 戦略1-4	<p>J-クレジット及び生物多様性クレジットについて、県が主体となり、民有林を含めた申請・運用支援体制を整備してください。</p> <p>委員会審議においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県有林全体（約2,100ヘクタール）から見れば対象面積には限界があること ・森林由来のカーボンクレジットは価格が高く、販売手法の工夫が必要であること ・排出削減努力を損なわない制度運用が重要であること <p>といった課題も指摘されています。</p> <p>これらを踏まえると、今後のカーボンクレジット施策は、県有林に限定した取組にとどめるのではなく、民有林を含めた森林全体を視野に入れた制度設計とすることが不可欠であると考えます。</p>	<p>森林系のJ-クレジットについては、現在取組を進めている団体等と情報交換を行っており、県での取組の知見も含め、創出に関心がある企業、森林組合、市町村等に情報提供を行います。</p> <p>生物多様性クレジットについては、国での仕組みづくり等が検討されており、制度化に向け県としても国へ政策提言を行っています。</p>
28	第4章 戦略1-4	<p>クレジットの活用にあたっては、排出削減努力を前提とし、森林管理・生物多様性保全・防災機能向上につながる仕組みとする方針を計画に明記</p> <p>クレジットの創出が単なる「排出の相殺手段」にとどまるのではなく、森林の適切な管理や生物多様性の保全、土砂災害防止、水源涵養といった森林の多面的機能の維持・向上につながる仕組みとする必要があります。</p>	<p>排出削減については、戦略1において県全体で取り組むこととしています。クレジットについては県営林の森林整備など、ご意見の趣旨に沿って活用しています。</p>
29	第4章 戦略1-4	<p>「環境保全型である小規模林業や自伐型林業の推進と支援の強化」を明記</p> <p>こうした森林の多面的機能の価値が十分に経済的評価に反映されておらず、皆伐型施策に比べて保持林業が不利となる構造がある。そこで、保持林業の実施によって生じる生態系サービス（生物多様性、水源涵養、土壌中炭素固定等）を定量的に評価し、「森林多面的機能クレジット」や「生物多様性クレジット」として可視化・取引可能とする制度の検討を提案する。</p> <p>これにより、森林所有者や林業事業者が保持林業を選択するインセンティブが生まれ、炭素吸収を目的とした皆伐・再造林に偏らない施策選択が可能となる。高知県独自の制度として設計することで、森林の多面的機能の維持と林業経営の持続性を両立させ、ネイチャーポジティブな地域づくりを推進することが期待される。</p> <p>以上を踏まえ、保持林業を重要な施策手法の一つとして環境基本計画に位置づけるとともに、その効果を評価・活用するクレジット制度の検討を、計画の施策の柱として明確に盛り込むことを求める。</p>	<p>小規模林業や自伐型林業は、森林整備や移住による地域活性化の面から、住み続けられる中山間地域の実現に向けた、有効な手段のひとつであると考えています。</p> <p>また、高知県では、小規模林業に携わる方々の連携強化と情報共有を目的として、平成27年に小規模林業推進協議会が設置されました。こうした方々の技術の向上や安全対策の推進のため、県は、現地指導を行うアドバイザーの派遣や安全防具の導入への支援など、様々な取組を実施しています。</p> <p>このため、県では、平成27年に小規模林業推進協議会を設置し、会員相互の情報共有や現地指導を行うアドバイザーの派遣などの支援を行ってまいりました。</p> <p>今回の環境基本計画は、県全体の環境施策の基本的な方向性を示すものであるため、個別の産業振興策や具体的な手法を詳細に記述するものではありません。しかしながら、ご指摘の小規模林業や自伐型林業の推進は、本計画に掲げる「森林環境の保全」や「林業振興を通じた森林吸収源対策」の目標達成に大きく寄与するものであることから、個別施策の実施において、その重要性を十分認識し、引き続き支援してまいります。</p>
30	第4章 戦略1-4	<p>藻場再生やブルーカーボン施策と連動した広葉樹林の再生</p> <p>第6次計画案における森林施策の記載を見る限り、エリート苗を用いたスギ・ヒノキ等の針葉樹林の造成に重点が置かれており、広葉樹林の再生や針広混交林化についての位置づけが十分とは言えません。このままでは、ブルーカーボン施策と森林施策が分断され、森・川・海の連関を活かした総合的な環境政策とはなりにくく考えます。</p>	<p>県では、気候や地質などの地域特性を踏まえて、民有林の森林整備と保全に関する基本的な方針や目標等を定めた「地域森林計画」を策定しています。</p> <p>この「地域森林計画」に沿って、各市町村は地域の実情に応じた「市町村森林整備計画」を策定し、森林が発揮する水源涵養や木材生産などの機能ごとに、区域別の施策方法等を定めています。</p> <p>こうした考え方にに基づき、県では再造林推進プランにおいて、林業適地以外の森林においては、間伐等の繰り返しによる長伐期化や針広混交林化など多様な森づくりを促進することとしているところであり、いただきましたご意見につきましては、今後の林業施策の参考とさせていただきます。</p>
31	第4章 戦略1-4	<p>流域単位での森・川・海の連関を踏まえた森林整備方針の明示</p> <p>「生物多様性こうち戦略2024（改定版）」においては、藻場面積2006年から2009年にかけて20年足らずで5分の1以下に減少しており、いわゆる「磯焼け」が拡大しており、それによる漁業への影響が課題とされています。その要因の一部として、森林の荒廃による栄養素（鉄分）の枯渇があげられ、森・川・海のつながりを重視し、流域全体での生態系保全の重要性が示されています。</p>	
32	第4章 戦略1-4	<p>生物多様性保全と水循環機能の回復を目的とした混交林化の推進</p>	
33	第4章 戦略2-2	<p>産業廃棄物処理業を、単なる処理業から「自然再生資材を生み出す産業」として再定義し、グリーンインフラを支える重要産業として支援すること。</p>	<p>いただいたご意見について、庁内及び関係機関と共有しながら、どういった取組が可能かも含めて検討してまいります。</p>
34	第4章 戦略2-2	<p>優良なリサイクル・再資源化施設を利用する排出事業者を評価する「高知県ネイチャーポジティブ優良企業（仮称）」の認証制度を創設すること。</p>	<p>県では「とさクル！（高知県リサイクル製品等認定制度）」を設けて、廃棄物などの循環資源を利用して県内で製造加工された優良なリサイクル製品、環境に配慮した取組で優れた効果を挙げている県内の環境配慮型事業所及び地域における循環型社会の形成に貢献していると認められるエコショップを認定しています。引き続き同制度により、製品や企業団体等のPRに努めてまいります。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
35	第4章 戦略2-2	有機土木と最新リサイクル技術を組み合わせ、産・学・官が連携して知見を体系化し、産廃施設を環境教育と自然再生の拠点へと転換する施策を推進すること。 「有機土木（伝統的知見に基づき、土中の水や空気の流れを整える手法）」と最新のリサイクル技術を組み合わせ、県内大学や研究機関（学）、民間企業（産）、行政（官）が連携して知見を体系化することで、トラブルの絶えない産廃施設を、世界から注目される「環境教育と自然再生の拠点」へと転換させることも期待されます。これは、地域住民との信頼関係の再構築のみならず、産業廃棄物処理業を次世代の若者が就業を志す産業へと昇華させる道でもあります。	いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関と共有しながら、どういった取組が可能かも含めて検討してまいります。
36	第4章 戦略2-5	河川や海を汚さないだけでなく、水質改善に寄与する生活用品の利用促進」を明記 福岡県宗像市の地島においては、島民が一定期間、合成洗剤の使用をやめ、無添加石けんを使用する実証実験が行われました。この実験では、シャボン玉石けんなどが参画し、生活排水の変化を調査した結果、下水処理過程における微生物の働きが改善し、放流水の水質が向上することが確認されています。これは、住民の日常的な消費行動の転換が、水質改善に寄与し得ることを示した先進的な事例であると評価できます。	産業振興などの取組の一環として、温暖化や環境保全等につながる商品開発についても県として必要に応じて支援を実施しています。そのような製品についての情報は、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	第4章 戦略2-5	「竹資源や微生物資材を活用した洗剤等の開発・製造に取り組む県内事業者への支援」を明記 高知県内においても、（有）Ueta LABOが、水質を改善する微生物資材を活用した洗剤等の開発に取り組んでおり、県内発の環境配慮型製品の基盤は既に存在しています。こうした取組を、個別事例にとどめるのではなく、県の環境施策として位置づけ、普及・支援を図ることが重要であると考えます。	産業振興などの取組の一環として、温暖化や環境保全等につながる商品開発についても県として必要に応じて支援を実施しています。そのような製品についての情報は、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
38	第4章 戦略2-5	「公共施設、宿泊施設、コインランドリー等への導入促進」を明記 竹を原料とした洗浄成分を用いるエシカルバンパーは、コインランドリーなど業務用途にも導入されており、排水を通じて水環境の改善に寄与する製品として注目されています。竹は成長が早く、放置竹林対策とも運動可能な資源であることから、高知県においても、県産竹資源を活用した洗剤や生活用品の製造に取り組む事業者を公募・育成することは、環境対策と産業振興を同時に実現する施策となり得ます。	産業振興などの取組の一環として、温暖化や環境保全等につながる商品開発についても県として必要に応じて支援を実施しています。そのような製品についての情報は、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	第4章 戦略3-1	行政の役割の欄に 以下の文の追加を提案 します。 「・動植物の標本ならびに標本に付随する二次資料を保管する場所の整備」	ご意見に沿い、追記を行いました。
40	第4章 戦略3-1	「『AI×アニメーション×県民参加』による共生アニメの制作等、新しい時代に合わせた環境啓発プロジェクト」を明記 高知県に設立されたアニメ制作基盤と、急速に進化するAI技術を融合させた、次世代型の環境啓発プロジェクトを導入してください。県民から「自然と心を通わせた体験」や「地域に伝わる神話・伝承」のアイデアを公募し、AI技術を活用してアニメ化します。これは、最新技術（AI）を用いて古き良き精神（アニミズム）を描くことで、若年層への強い訴求力を持つだけでなく、AIと自然再生を同時に推進する「未来の共生モデル」を提示することに繋がります。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	第4章 戦略3-1	「『まんが王国・高知』からの心の環境再生をグローバル発信する」を明記 牧野富太郎博士のように、草木を家族のように愛する心が自然を元気にします。この「愛」をテーマにしたアニメを、高知のアニメスタジオから世界へ発信することを計画に盛り込んでください。「人口当たりの神社数日本一」という文化的背景を基に、「すべての命に神（魂）が宿る」という日本独自の自然観を世界に発信することで、高知県を自然と心を通わせることによる「心の環境再生」の聖地としてブランディングし、国内外からの共鳴（聖地巡礼や環境投資）を呼び込みます。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	第4章 戦略3-1	「生物多様性の認知度100%（2028年度）」を目標指標に明記	いただいたご意見のとおり、戦略3のKPI「生物多様性の認知度100%（2028年度）」として、追加を行いました。

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
43	第4章 戦略3-1	<p>「食べられない森」の再生に向けた新たな植樹手法の検討を明記</p> <p>一般的に行われている「ただ穴を掘って苗を植える」手法では、土中の水と空気の流れを改善できず、弱った苗木はシカの格好の標的となります。土中環境が悪化した山では、根が健全に張らず、植物は生存に必要な代謝（ファイトケミカルの生成など）を十分に行えません。</p> <p>造園家・高田宏臣氏が提唱するように、植穴の中に炭、燻炭、枝葉などを層状に入れ、周囲の土壌に空気と水の通り道（通気浸透水脈）を確保する植樹手法では植物が深く根を張り、シカが嫌う忌避物質を自ら生成できると共に、地中が菌糸を通して情報伝達を行うことで、食害にあった周辺の木が忌避物質を即座に生成し、食害を避けるとの報告も見られます。</p>	<p>二ホンジカの被害対策は、増えすぎた個体数の調整のための捕獲と、守るべき区域に柵などを設置する防除を両面からすめ、その地域において適切な個体数密度に導いていくことが重要となっています。今後の二ホンジカの管理計画の中で、シカの生息域となる森林整備のあり方や、個体数管理の手法を含め、関係機関とともに協議してまいりたいと思います。いただいたご意見につきましては、今後の協議において参考とさせていただきます。</p>
44	第4章 戦略3-1	<p>「シカの採食パターンと土壌環境等の調査・研究」を明記</p> <p>現在、山林の荒廃によりシカが極限の飢餓状態にあり、本来は避けるべき植物まで採食しているとの報告があります。土中環境の悪化度合いや植樹手法の違いと、植物の栄養価・防御物質の含有量、そしてシカの採食パターンの相関関係を学術的に調査し、土壌を改善した区画とそうでない区画でシカの行動がどう変化するかを実証することで、効率的な防除戦略を見出す必要があると考えます。</p>	
45	第4章 戦略3-3	<p>グリーンツーリズムではなく、リジェネラティブツーリズムへ修正</p> <p>グリーンツーリズムは農村での自然体験が中心であり、「社会に貢献する」といった概念は含まれません。</p> <p>高知県の産業振興計画ではスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムの推進、教育旅行の誘致、これまでの取り組みとしてサスティナブルツーリズム（持続可能）が明記されていますが、世界では「持続可能」の先にある「再生」を意味する「リジェネラティブツーリズム」へ進んでいます。</p>	<p>ご提案いただいた「リジェネラティブ」の視点は、サステナブルからさらに一歩踏み込んだ先進的なアプローチであり、今後の取組を考えるうえで重要な概念であると認識しています。</p> <p>一方で、「グリーンツーリズム」は、事業者や観光客にとって浸透度が高く、具体的な行動を促しやすい概念であると考えています。そのため、本計画においては、まず事業者が理解しやすく、実践へとつながられる「グリーンツーリズム」を取り入れ、着実に取組を進めていくこととしています。</p>
46	第4章 戦略3-3	<p>「『持続可能な観光（サステナブルツーリズム）の視点を取り入れ』を、『再生可能な観光（リジェネラティブツーリズム）の視点を取り入れ』に修正。</p>	<p>本計画では、石鎚山系での広域連携のように、環境等への影響に配慮しつつ観光振興を図る「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」を、共通認識として取り組みやすい段階であると考え記載しています。先のご意見（No.45）への回答にもありますように、ご提案の「再生可能な観光（リジェネラティブツーリズム）」は、今後の取組を考えるうえで重要な視点と認識しています。従来「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」という考え方にとどまらず、将来的にはリジェネラティブな考え方も取り入れられるよう、今後の施策を検討するうえで参考とさせていただきます。</p>
47	第4章 戦略3-3	<p>全国的に広まりつつある「開放型炭化炉」等を用いた、未活用枯れ竹のバイオ炭化など、可燃物を速やかに資源化する活動や事業への支援。</p> <p>本県では放置竹林の問題に加え、整備後に発生する「林地残枯竹」の処理が課題となっています。活用用途がない為に、ほとんどの枯れ竹は林内に放置され、河川敷においては、林内に放置すると増水の際に流れていくという課題もあり、廃棄処分されている事例もあります。枯れ竹は極めて燃えやすく、放置すれば大規模火災の「燃料」となります。</p>	<p>ご意見としていただいた先進的な取組については、効果や影響などについての検証が必要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
48	第4章 戦略3-3	<p>半腐食化した枯れ竹をそのまま有効活用できる菌ちゃん農法の普及。</p>	<p>ご意見としていただいた先進的な取組については、効果や影響などについての検証が必要であると考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
49	第4章 戦略3-3	<p>「火育」プログラムの導入と啓発を明記</p> <p>野焼き等の失火において「これほど燃え広がるとは思わなかった」という声が増加しており、住民の火に対する認識と管理技術の低下が顕著です。山里の過疎化と生活様式の変化により、火を適切に扱う知恵や初期消火の術が失われています。火を正しく扱い、制御する能力を養う「火育」の推進が必要と考えます。これは以下の二つの側面を持ちます。</p> <p>防災・減災：火災を起こさない知識と、二次災害を防ぐ判断力の育成。</p> <p>生存力：被災時等の極限状態において、適切に火を熾し活用できる「生きる力」の向上</p>	<p>火の取扱いについては、関係法令等に則った適切な実施をすることが必要と考えています。</p> <p>啓発に関するご意見も含め、いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有させていただきます。</p>
50	第4章 戦略3-3	<p>「竹資源活用について、「大規模需要への供給」ではなく、「地域内循環型・小規模分散型モデル」を基本方針とする。」を明記</p> <p>竹資源の活用については、大企業向けの原材料供給を前提としたモデルではなく、地域内で生産・加工・消費が循環する「地域分散型」の活用モデルを構築することが重要です。</p>	<p>県内には約4,500haの竹林があり、竹繊維を使った新素材や竹集成材など安定的な需要があることから、担い手の育成により県内の竹資源利用を進めてまいります。</p> <p>9 なお、いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
51	第4章 戦略3-3	<p>「竹資源の活用を、素材産業としてだけでなく、里地里山保全、人材育成、雇用創出、環境教育、体験型観光などの多面的価値として評価し、横断的に支援する制度設計とする。」と明記</p> <p>竹は、木材と比べて伐採や加工が容易であり、・環境教育・体験型観光・里地里山保全活動など集落活動センターと連携した小規模産業といった分野で活用しやすい資源です。</p> <p>これらは単なる素材供給ではなく、里地里山の再生、人材育成、地域の雇用創出といった多面的な価値を持っています。</p>	<p>竹資源につきましては、第六次計画（案）の戦略3-3に含まれており、高知県森林環境税を財源とした森林環境学習の推進や森林保全ボランティア活動への支援、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金への上乗せ補助などの施策により、竹を含む森林資源の活用やその人材育成、観光振興などの地域活性化に資する活動を支援しています。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
52	第4章 戦略3-4	<p>「物部川の濁水問題や四万十川の水質や生物多様性の低下を、県の環境行政上の重要課題として明確に位置づける。」と明記</p> <p>高知県環境審議会においては、物部川の濁水問題が議題として取り上げられていたと承知しております。物部川の濁水問題は、漁業や農業への影響にとどまらず、高知県が誇る河川環境や観光資源の価値にも大きく関わる重要な課題です。長期にわたり解決の糸口が見えない課題であるからこそ、環境基本計画においても明確に位置づけ、総合的に取り組む必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、P95の「これまでの取組」、「課題」、「これからの取組」に追記を行いました。</p> <p>＜修正内容（下線を追記）＞</p> <p>本県には、四万十川、仁淀川、物部川をはじめとした豊かな水環境があります。</p> <p>一方で、水質や生物多様性の低下が報告されている河川や、濁水対策の検討が必要となっている河川、また、人口が集中する下流域や一部の支川での生活系雑排水、事業系排水などによる水質汚濁、河川利用者の増加に伴うレジャーごみなどの課題もあります。このため、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に基づき、「四万十川流域振興ビジョン」（平成22（2010）年3月）を、「高知県清流保全条例」に基づき、「物部川清流保全計画」（平成20（2008）年7月）及び「第2次仁淀川清流保全計画（改訂3版）」（令和7（2025）年3月）を策定するなど、清流を次の世代につないでく取組を行っているほか、濁水対策なども含め、流域住民や事業者、団体、行政など関係者が連携し、取組を行っています。</p> <p>課題2 川の水質や川に生息・生育する生物の多様性の保全、濁水対策</p> <p>河川改修や災害などで河川環境が変化し、河川やその周辺に生息・生育する生物の多様性が損なわれる可能性があります。また、外来種の増加により、本来の生態系が圧迫されています。このほか、複合的な要因による濁水への対策が必要となっている河川もあります。</p> <p>施策1 清流保全活動の推進</p> <p>四万十川流域振興ビジョン、仁淀川清流保全計画、物部川清流保全計画等に基づき、各主体と連携した清流保全活動の実施や啓発、住民による取組を支援するとともに、清流保全や濁水対策に引き続き取り組みます。</p>
53	第4章 戦略3-4	<p>「林業施業、治山工事、河川構造物（堰・ダム等）と濁水問題との関係について、流域単位で総合的に検証する。」と明記</p> <p>近年、「日本最後の清流」と呼ばれてきた四万十川においても、水質悪化と生態系の深刻な変化が報告されています。現地調査では、アオノリ・アオサノリの養殖がほぼ不可能な状態となり、ウナギやアユの漁獲量も著しく減少していることが明らかにされています。</p> <p>民間研究機関による調査では、四万十川およびその支流において、濁度が都市河川である荒川や東京湾奥部よりも高い地点が確認され、水中の溶存酸素量も大幅に低下していると報告されています。</p> <p>その原因については、単一ではなく複合的であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川に設置された多数の堰による流れの停滞とヘドロの堆積 ・農業由来の農薬や排水の流入 ・上流域の森林荒廃による土砂流出 ・支流に設置されたダムによる川底環境の変化 <p>など、いずれも人為的な要因が重なっていることが指摘されています。</p> <p>これらの指摘は、河川の濁水や水質悪化の原因が、家庭排水や農地からの濁水といった表面的な要因だけでなく、林業施業のあり方や治山工事、河川構造物の設計、流域の土地利用の変化と深く関係していることを示唆しています。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
54	第4章 戦略3-4	<p>「地下水涵養や湧水機能の回復を含めた水循環の健全化を図る視点を取り入れ、グリーンインフラの考え方を治山・治水・森林管理に積極的に活用する。」を明記</p> <p>近年は地下水の流れや湧水機能の低下が河川環境に及ぼす影響についても注目されています。治山・治水工事などのグレーインフラが、山地の地下水脈を分断し、川底からの湧水量を減少させることで、河床の自浄作用が低下し、細粒土砂や有機物が滞留しやすくなる可能性が指摘されています。</p> <p>地下水の流動の低下は、樹木の吸水機能や土壌中の菌糸ネットワークの健全性にも影響し、表土の乾燥や流出を招きやすくなることにもつながります。</p>	<p>●目標指標の「自然林の回復（年間）」</p> <p>公共道路工事において切土法面が発生する場合、切土法面保護工法としてポット苗工法による植生工を優先的に選定し、自然林に復元することを意味しており、単位の誤記ではありません。</p> <p>●P.103 目評指標（KPI）の指標項目</p> <p>表現方法が不明瞭であったため、下記のとおり修正いたします。</p> <p>修正前：自然林の回復（年間）</p> <p>修正後：公共道路（切土法面）工事における自然林の回復（年間）</p>
55	第4章 戦略3-6	<p>目標指標の「自然林の回復」が121㎡から3,298㎡以上とされていますが、森林施策として極めて小規模であり、単位の誤記等も含め再確認を求めます。</p> <p>また、自然林の回復については、これまでの取り組みや課題、施策について何も明記されておらず、目標指標のみが示されています。</p> <p>自然林の回復について課題および、「どの地域において、どのような森林タイプ（里山林、溪畔林、照葉樹林等）を回復させるのか、また下層植生の回復、広葉樹の導入、獣害対策等の具体的管理手法を明記してください。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
56	第4章 戦略3-6	<p>グレーインフラからグリーンインフラへの技術転換への支援、促進を明記</p> <p>国の第6次環境基本計画においては、「グリーン国土の創造」を図ることが明記され、生物多様性こうち戦略2024（改定版）においても、新たに新設された「防災と生物多様性」の項目においても、グレーインフラの限界とグリーンインフラへの移行の必要性が示されています。</p> <p>しかしながら、高知県第6次計画（案）には「グリーンインフラ」の記載がありません。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
57	第4章 戦略3-6	公共工事に「有機土木」などの最新の環境配慮型工法の推進することを明記 ー昨年の高知県森林審議会においては治山事業において有機土木（審議会では「土中環境」と明言）の視点について検討する必要性が指摘されています。 昨年全国で初めて長崎県が有機土木協会に公共工事前調査を依頼しており、その事例なども参考にすべきです。	いただいたご意見につきましては、庁内及び関係機関に情報共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
58	第4章 戦略4	国の「みどりの食料システム戦略」では、化学農薬・化学肥料の使用低減や有機農業の拡大に加え、農地への炭素貯留の導入などを通じて、環境負荷の低減と食料生産の持続可能性の両立を図ることが示されています。また、これらを担う人材の育成が重要な課題として位置づけられています。 しかし、本県計画案においては、「みどりの食料システム戦略」への言及が見られず、農業分野における環境負荷低減や人材育成の方向性が、国の方針と十分に連動しているとは言い難い状況です。 国の「みどりの食料システム戦略」を明確に位置づけ、 ・化学肥料・農薬の使用低減 ・バイオ炭施用等による土壌炭素貯留の推進 ・これらを担う次世代人材に対する体系的な教育・研修の充実 を計画に明記することを求めます。	●化学肥料・農薬の使用低減 いただいたご意見を踏まえて、国の「みどりの食料システム戦略」の位置づけを明記しました。 ●バイオ炭施用等による土壌炭素貯留の推進 本計画は県全体の環境施策を横断的に示すものであり、また国の「みどりの食料システム戦略」の温暖化対策の手段についても、土壌炭素貯留（例：バイオ炭）に限らず、再生可能エネルギーや省エネ設備の導入等も含めた多様な選択肢があることから、本計画においてはバイオ炭等の個別技術までは記載しておりません。 なお、土壌による炭素貯留は有望な取組と認識しています。バイオ炭につきましては、本県ではまだまだ取組が少なく、費用対効果など今後検証を進めていく必要がありますが、堆肥等有機質資材の土壌施用については、全国レベルでの調査に本県も参画し、炭素貯留効果の調査研究を進めています。堆肥等有機質資材は、炭素貯留効果に加えて、土づくりや化学肥料の低減効果が高い技術ですので、生産者には積極的に利用を推進しているところです。 ●これらを担う次世代人材に対する体系的な教育・研修の充実 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき策定している「高知県基本計画」の中で、「新たに有機農業に取り組む者に対する支援」として、県の農業教育機関である農業担い手育成センターや農業者等と連携した研修機会の充実や、経営確立に向けた支援などを明記しています。また、県の農業教育機関（農業大学校や農業担い手育成センター等）では、適正な施肥・防除、エネルギーの削減等の項目を定めた環境負荷低減の取り組み計画（環境負荷低減クロスコンプライアンスチェックシート）を作成し、現場で実践的な教育や研修を実施しています。
59	第4章 戦略5	「環境再生専門学校の設定や、環境再生を職業訓練に導入」を明記 環境再生の専門学校や職業訓練、そして「環境を治すことで高年収を得られる職種」が確立されれば、全国・世界から志の高い若者が高知に集結します。彼らは単なる労働力ではなく、最新技術（ネイチャーテック）を駆使する起業家となり、地方創生の旗手となります。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
60	第4章 戦略5	「幼児期に自然と触れ、学童期に仕組みを学び、青年期に職業としての選択肢、高齢期にリスクリング（学び直し）を行う一貫したキャリア教育の体系作り」を明記 現行案では「幼少期、青少年期」への教育に偏重しており、現在の地域社会を実際に支えている現役世代や高齢世代が十分に位置づけられていません。現場では、最新の知見を持つ若者と、旧来の知識で指導を行う高齢層との間に価値観の乖離が生じ、これが自然再生の阻害要因となっている例も見られます。 国の計画が示すとおり、乳幼児期から高齢期に至るまで「意欲に応じて切れ目なく学ぶ」仕組みが必要であり、特に高齢化先進県である高知県においては、高齢者の知識のアップデート（学び直し）を人的資本投資として明確に位置づけることが重要です。あわせて、専門学校や職業訓練を通じた「稼げる環境再生技術」を全世代で共有することが、世代間の分断を防ぎ、地域再生を実現するための重要な方策であると考えます。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
61	第4章 戦略5	「高知型・自然保育認定制度」を創設し、国内外に向けて『高知ブランド』として発信する仕組みを構築するとともに、幼児留学を支える中間支援組織および滞在型教育モデルの基盤整備」を明記 質の高い自然保育・環境教育プログラムについて、県が一定の基準に基づき認定する「高知型・自然保育認定制度」を創設し、国内外に向けて「高知ブランド」として発信する仕組みを構築することが求められます。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
62	第4章 戦略5	「環境再生×教育×観光を統合した複合拠点モデルの導入」を明記 高知県は道路や宿泊施設の受入容量に制約があることから、薄利多売型観光は容易にオーバーツーリズムを招くおそれがあります。一方、県の産業振興計画においても高付加価値型・長期滞在型観光の推進が掲げられており、本モデルはその方向性とも整合します。 環境再生を軸とした滞在型教育・人材育成・観光を一体化することで、観光客を将来の環境再生人材へと導き、自然資本の回復と地域経済の持続的発展を同時に実現する戦略として、本計画に明記すべきです。	いただいたご意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

高知県環境基本計画第六次計画（案）に対する意見対応表【パブリックコメント】

- 1 意見公募期間：令和8年2月3日から令和8年3月4日
- 2 意見提出：10者から68件
- 3 ご意見の内容と県の考え方：下表のとおり

NO	項目	ご意見の内容	県の考え方
63	第4章 戦略5	<p>「木育指導員を「森の正調ナビゲーター」として位置付け、各指導員のスキルや専門性に応じて配置する「森ナビチーム」を組織化する。」を明記</p> <p>全国植樹祭に向けて緑の少年団の育成強化が図られていますが、その指導者として木育指導員への期待が高まっています。一方で、これまで高知県森林環境保全基金運営委員会において、森林環境学習が木工体験などに偏り、「楽しかった」「おもしろかった」で終わってしまい、森林への興味・関心の向上や林業の担い手育成につながっていないことが課題として指摘されてきました。</p> <p>また、生涯学習課が実施していた森林活動指導員養成講座は、参加者が少ないことや、その後の就業や活動に結び付いていないことなどを理由に、今年度で廃止されています。このことから、単に指導員を養成するだけでなく、学校教育や企業研修、体験観光等と連動した活躍の場や仕組みづくりが必要であると考えます。</p> <p>さらに、県における「木育」の定義と、「木育指導員」に求められる役割との間に不一致が生じており、改めて木育指導員の役割を再定義する必要があります。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
64	第4章 戦略5	<p>「森ナビチームを学校教育や企業研修、体験観光等と連動し、活躍の場や仕組みづくりを推進する。」を明記</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p>
65	第4章 戦略5	<p>戦略5「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」において、高知県環境活動支援センター「えこらぼ」を通じた学習機会や参加促進の仕組みが示されています。また、地球温暖化防止活動推進員や生物多様性こうち戦略推進リーダーについても触れられています。</p> <p>一方で、計画全体に「自然観察」に関する記述が多いにもかかわらず、「自然観察指導員」等の人材像の明示や、学校・企業・団体等での環境学習や助言などに関わる専門人材としての「環境カウンセラー」の活躍についての記載が確認できません。</p> <p>環境カウンセラーは、地域での環境学習支援や実践活動において実績のある人材です。計画の趣旨である「環境保全活動の担い手育成」に即して、こうした人材の活用・明記についてご検討いただければと考えます。</p>	<p>高知県環境活動支援センター「えこらぼ」では、環境学習の拠点として、県民への環境活動の支援や各団体とのネットワークづくりを積極的に行っています。多くの県民に環境学習や環境活動に触れる機会を提供し参加を促していきたいと考えています。</p> <p>今回の計画には、県に設置要綱等がある高知県地球温暖化防止活動推進員や生物多様性こうち戦略推進リーダーについて記述していますが、ネットワークづくりの一環として、「自然観察指導員」や「環境カウンセラー」の制度についても、生物多様性リーダー研修等の中で情報提供させていただきたいと考えています。</p>
66	第4章 戦略5	<p>高知県は自然と経済活動がリンクしていない人にとって、身近な自然はただの田舎にしか感じられず、虫が多い、草がうっとうしい、給料が安い、不便な所ではないかかもしれません。</p> <p>自然が世界に誇れる特別なものとして育ててこなかった若者には、都会こそ素敵なものがたくさんある素晴らしいところを感じることでしょう。</p> <p>ですが、私自身、世界を旅するなかで通ったパス（自然の中の小道）や山や湖、観光地と比べても、高知の自然はどこにも引けを取らないと感じています。</p> <p>むしろ高知の自然と共生する生活は今では世界でも絶滅しかけた文化だと思うのでもっと誇ったらいと思うほどです。その良さに気がつくためにも、小さいときから自然を五感で感じ、学ぶことが必要です。出産前後の森林セラピーのような気持ちのいい森林体験から始めて、山や木、海や川の遊びを通して自然と親しみながら学ぶ活動を小さいときから大人になるまで継続的に続ける仕組みをしっかりと作って欲しいと考えます。</p> <p>学校の先生方は忙しいので、専門の知識と子どもたちを自然の虜にするノウハウを持つ外部の人たちを活用する方がいいでしょう。高知県にもそういう活動を地道に続けている人たちがいますがご存知ですか？</p> <p>そういう人たちがもっと経験と知識を積みながら生活していけるよう自然環境学習の予算を出してください。なるべくたくさん大人の関わり合いながら育つことは、多様な生き方考え方を知るうえでも大切なことだと考えます。小さいときから自然について深く学んだ高知の子どもたちが、他県へ出て世界中を飛び回ったときに、誰もが山と川と海の結びつきを語り、私たちに与える恩恵の素晴らしさを伝えられるようになると高知を訪れる人も増えるでしょう。</p> <p>この活動で得た知識を活かして未来の地球が良いものとなるように社会を変えていける人が育つことを願っています。</p>	<p>本県の強みでもある豊かな自然環境を守り次世代へつないでいくために、学校などを含めた各主体が環境学習や環境保全活動を行い、多くの県民にそれに触れる機会を提供しているところです。</p> <p>また、専門知識を持った環境学習講師の紹介、派遣を行っており、小学校等での座学の環境学習や、自然体験学習にも活用されています。</p> <p>このほか、生物多様性こうち戦略推進リーダーによる各地域での環境活動の推進のためリーダーの養成やスキルアップ等も実施しています。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえて、戦略5に取り組んでまいります。</p>
67	第4章 戦略5-1	<p>高知県の「木の文化県構想」は、豊富な森林資源を活かした取組として重要であると認識しています。近年、木のおもちゃ美術館の整備等を通じて木育に力を入れている例もあり、県内でも木育の推進に対する関心が高まっているところです。</p> <p>つきましては、木育に関するソフト面（学習・体験プログラム等）とハード面（施設整備等）の両面について、今後の高知県としての考え方や方向性が計画に反映されるよう、記載をご検討いただければと考えます。</p>	<p>木育を通じて環境を守ることの大切さを教え学ぶことは大事な視点と考えます。</p> <p>この木育に関するソフト面の対応については、戦略5-1の記載に含まれていますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、木育の施設整備といったハード面の対応については、当面は、甫喜ヶ峰森林公園の森林学習展示館などの県有施設で、木に触れ合うコーナーを充実するなど、既存施設における木育の機能を高めていく方向を考えています。</p>
68	用語解説	<p>「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の説明において、「策定される予定です」を、「令和6年3月に、環境省・農林水産省・経済産業省・国土交通省により策定されました」に修正してください。</p>	<p>いただいたご意見のとおり修正しました。</p>

